特定個人情報保護評価に係る第三者点検について

１　趣旨

平成２５年５月３１日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」による社会保障・税番号（マイナンバー）制度（以下「マイナンバー制度」という。）が平成２７年１０月５日に施行された。

マイナンバー制度の運用に当たっては、特定個人情報を取扱う事務について、漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響を評価する特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施することが番号法で義務付けられ、住民基本台帳に関する事務について、平成２６年度に保護評価を実施して以降、定期的に見直しを行っており、直近では令和７年度に保護評価を再実施し、定期的な見直しを行った。

今般、新たな窓口支援のシステムとして窓口 DXSaaS を令和９年１月に稼働する予定となり、これに伴って特定個人情報保護評価書（以下「保護評価書」という。）の見直しを行った。

この見直しの結果、保護評価書の重要な変更を加えることとなったため、システム導入前に保護評価を再実施する必要があることから、区民等への意見聴取（パブリックコメント）手続きを経て、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会による第三者点検を実施する。

なお、窓口 DXSaaS とは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に、デジタル庁が選定した複数の事業者が「窓口 DX に資するパッケージ」機能（システム）を構築し、その機能（システム）を各地方自治体が選択して利用することができる仕組みである。

２　保護評価書の記載内容

⑴　保護評価書の概要

ア　評価書名

住民基本台帳に関する事務　全項目評価書

イ　個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

⑵　基本情報

ア　特定個人情報ファイルを取り扱う事務

住民基本台帳に関する事務

イ　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

（ア）　個人を単位とする住民票を世帯ごとに構成し、住民基本台帳を作成する。

（イ）転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正

（ウ）住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置

（エ）転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知

（オ）本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付

（カ）住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知

（キ）地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会

（ク）住民からの請求に基づく住民票コードの変更

（ケ）個人番号の通知及び個人番号カードの交付

（コ）個人番号カード等を用いた本人確認

（サ）住民の異動届出や各種証明書の交付申請について、窓口 DXSaaS により既存住基システムから取得した個人番号を含めた住民基本台帳ファイルのデータを使用することで、届出書及び申請書の自動作成を行う。またデータ連携(RPA)により既存住基端末での自動入力を行う。

ウ　対象人数

３０万人以上

エ　特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

（ア）既存住民基本台帳システム

（イ）住民基本台帳ネットワークシステム

（ウ）団体内統合宛名システム

（エ）中間サーバー

（オ）窓口 DXSaaS

⑶　特定個人情報ファイルの概要

ア　住民基本台帳ファイル

（ア）対象範囲：区域内の住民（消除者を含む）

（イ）使用目的：・住民基本台帳ファイルの記載事項を随時更新
・住民票等各種証明書の発行
・本人確認情報を更新・管理・訂正のため、既存住基システムで検索する。

イ　本人確認情報ファイル

（ア）対象範囲：区域内の住民（消除者を含む）

（イ）使用目的：住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。

ウ　送付先情報ファイル

（ア）対象範囲：区域内の住民

（イ）使用目的：個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。

⑷　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

各特定個人情報ファイルについて、目的外や不適切な方法による入手、目的を超えた情報の紐付けや権限のない者による不正な使用や提供におけるリスク対策を定めるとともに、従業員に対する教育・啓発について定めた。

3　保護評価書における変更点

⑴　重要な変更

全項目評価書【変更箇所】項番１６３、１６６～１６８、１７０～１７７
事務の内容、委託、保管場所、リスク対策（プロセス）を変更した。

⑵　その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない変更

全項目評価書【変更箇所】項番１６４、１６５、１６９
システム、消去方法について変更した。

4　保護評価の経過

⑴　評価書見直し：令和８年７月実施

⑵　意見募集（パブリックコメント）の実施：令和８年８月１日から同年９月１日まで（意見０件）

⑶　第三者点検：令和８年９月８日（火）

5　今後の予定（第三者点検での承認後）

第三者点検での指摘事項による修正を経て保護評価書を公表